

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和8年8月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社オガワエコノス
 - (2) 住所 広島県府中市高木町502番地の10
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 小川 勲
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目3番地13
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
廃プラスチック類 55.2トン/日（2.3トン/時間 24時間稼働）
- 6 変更許可年月日
令和8年8月12日
- 7 許可番号
03-17-1
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）